

# 玉川大学学生マスコミ出演細則

(目的)

第1条 玉川大学学生生活規程第19条に基づき、学生のマスコミ出演に関して定める。

(事前申告)

第2条 マスコミに出演しようとする学生は、事前に学生支援センターに願い出なければならない。

(マスコミと出演の定義)

第3条 ここでいうマスコミとは次の各号による。

- (1) テレビ・ラジオ・舞台・映画・書籍・雑誌などのマスメディア
  - (2) その他芸能活動に類するもの
- 2 出演とは前各号への参加をいい、放送・放映・出版などの前に撮影・収録などを要するものについてはその時点を指す。

(対象)

第4条 玉川大学(以下「本大学」という。)に在籍するすべての学生を対象とし、大学院生、科目等履修生もこれに含める。

(条件)

第5条 マスコミ出演が承認される条件は次の各号による。

- (1) 本大学の教育方針に反しないこと
- (2) 学業に支障をきたさないこと
- (3) 申告が出演の事前であること
- (4) その他本大学からの指示を遵守すること

2 マスコミ出演を許可されない場合は次の各号による。

- (1) 本大学の教育方針に反した内容であると認められるとき
- (2) 学業に支障をきたすとき
- (3) 学生支援センター長が特に認めたとき

(申告手続)

第6条 学生は出演の10日前迄にマスコミ出演・掲載申告書(様式第1号)を作成し、学生支援センターに提出するものとする。ただし、学生支援センター長が特に認めた場合はその限りではない。

(処分)

第7条 この細則の定めるところに違反した学生は玉川大学学生処分規程により処分する場合がある。

(事務主管)

第8条 この細則の事務主管は学生支援センターとする。

(附則省略)

# 玉川大学学生表彰規程

(目的と名称)

第1条 玉川大学は、学生の勉学奨励及び意欲向上に資することを目的として本表彰規程を制定する。

- 2 本制度に学長賞、優秀学生賞(以下「優秀賞」という。)及び学長特別賞(以下「特別賞」という。)を設定する。

(表彰者の選定)

第2条 学長賞には、成績・人物を総合的に判定して、学科の最優秀学生と認定された者を選定する。

- 2 優秀賞には、当該年度成績優秀者の中から人物的にも優れた者を学科ごとに選定する。
- 3 特別賞は、スポーツ・文化・生活の面で、顕著な成果を取めた者又は団体があった場合に選定する。

(賞)

第3条 表彰者には、賞状を授与する。

(記念品)

第4条 表彰者には、記念品を併せて授与する。

(制限)

第5条 表彰者は、重ねて選定することを制限しない。

(施行細則)

第6条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則をもってこれを定める。

(事務主管)

第7条 本規程に係る事務主管は、学生支援センターとする。

(附則省略)